

【Q&A】令和7年度第3回埼玉県高齢者施設等光熱費等高騰対策支援事業補助金

区分	No.	質問	回答
対象となる施設・事業所について	1	さいたま市(川越市、川口市、越谷市)に所在する事業所だが、補助金を申請することはできるか。	政令市、中核市に所在する事業所は対象となりません。
	2	本社所在地が他県でも対象になるか。(事業所は埼玉県内)	なります。
	3	公設民営の指定管理施設も対象となるか。	公設民営の指定管理施設は対象となりません。 市町村の直営施設も対象となりません。
	4	令和8年2月1日からサービス提供を開始した。対象となるか。	対象となりません。 「令和8年1月1日現在においてサービスを提供していること」が条件となりますので、令和8年1月2日以降にサービス提供を開始した施設・事業所は対象となりません。
	5	現在、諸事情でサービス提供を休止している。対象となるか。	対象となりません。 「交付申請日において休止し、又は廃止していないこと」が条件となります。
	6	地域密着型サービス事業所は対象となるか。	対象となります。
	7	空床利用型の短期入所生活介護を実施している。対象となるか。	空床利用型の場合、本体施設(特養や老健など)の定員と重複しますので、対象外です。
	8	特定施設入居者生活介護は対象となるか。	基となる施設種別(軽費老人ホーム、有料老人ホームなど)の区分で申請してください。
	9	保健医療機関・保険薬局のみなし指定を受けている医療機関は対象となるか。	対象となりません。
	10	同じ建物に、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)と通所介護(デイサービス)、居宅介護支援事業所が併設されている。それぞれの施設・事業所について対象となるのか。	それぞれの施設・事業所について対象となります。
	11	介護予防通所リハビリテーションは対象となるか。	介護予防通所リハビリテーションなど、介護予防サービスについては対象となります。
	12	総合事業(介護予防・日常生活支援総合事業)は対象となるか。	対象となりません。
補助単価について	13	都市ガスとプロパンガスの両方を使用している場合はどうすればよいのか。	使用量が多い種別で申請してください(請求額ではないのでご注意ください)。
	14	ガスを使用していない場合はどの区分で申請をしたらよいか。	以下の区分により申請をしてください。 申請の際には、ガスの契約がない旨の申出書をご提出ください。 【ガス未使用の場合の申請区分】 ・入所系:都市ガス等 ・通所系:都市ガス等 ・訪問系:プロパンガス等 【申出書記載事項】 ①日付 ②宛先(埼玉県知事宛て) ③申請法人名、代表者氏名 ④ガスの契約をしていないため、ガス契約の種別を証明する書類を提出することが困難である旨
	15	入所系における区分に記載のある「食材料費別補助あり」とは何か。	以下のサービス種別については、食材料費の補助の一部を別事業である「令和7年度埼玉県高齢者施設等食材料費補助事業補助金」により実施するため、今回申請いただく補助金の単価が減額となっております。 別事業の申請に係るご案内は別途行います。 【サービス種別】 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム

区分	No.	質問	回答
	16	電気・ガスの種別や食事の提供の有無を証明する書類とは具体的にはどのようなものか。	検針票・契約書・施設のパンフレットなど、電気ガスの種別や食事の提供の有無に係る記載があるものをご提出ください。
併給について	17	市町村においても物価高騰対策事業があるが、本事業の補助金とどちらも支給を受けることができるか。	本事業では補助金の対象経費を定めていませんので可能です。ただし、市町村の方で給付制限があることが考えられますので御注意ください。
	18	交付決定後に新たに市町村の同様の補助金に申し込みをした場合、返還となるか	併給可能な補助金ですので、返還の必要はありません。ただし、市町村の方で給付制限があることが考えられますので、市町村にご確認ください。
申請手続きについて	19	FAXによる申請は可能か。	FAXによる申請には対応していません。 申請フォームから申請してください。
	20	申請は施設・事業所単位か、法人単位か。	原則は法人単位ですが、会計処理上の理由などがあれば、事業所単位や拠点単位での申請も可能です。
	21	介護保険事業所番号を複数持っている事業所(複数の介護保険サービスを提供)であるが、事業所番号ごとに申請の必要があるか。それともまとめて申請することは可能か。	「申請額算出内訳」にそれぞれの事業所を記入し、まとめて申請してください。この場合、「事業開始を確認できる書類」はそれぞれの番号分を添付してください。
	22	申請の名義は法人代表者、施設・事業所の責任者のいずれか。	法人代表者名義です。 事業所単位や拠点単位で申請する場合も、申請書の申請者欄には法人代表者の職氏名を記載してください。
	23	光熱費や食材料費を支出した証拠書類を提出する必要はあるか。	電気・ガスの契約の種別や食事の提供の有無に係る証拠書類の提出は必要となります。支出したことの証拠書類の提出は不要です。提出は不要ですが、各施設・事業所で支出したことの証拠書類の保管をお願いします。
	24	「事業開始を確認できる書類」は何を提出すればよいか。	【介護保険法の指定(許可)を受けている場合】 →所轄庁から交付された指定書の写し 【その他の施設】 →所轄庁から交付された認可書、許可書、届出受理通知の写し
	25	事業開始時の最初の指定書が見当たらない。現在有効な更新後の指定書でもよいか。	更新後の指定書で結構です。
	26	「事業開始を確認できる書類」が散逸してしまい、提出できない。どうすればよいか。	提出できない理由及び事業開始年月日を任意様式に記載し、ご提出ください。
	27	申請から補助金が交付されるまで、どのくらい日数がかかるのか。	申請いただいた補助金については、令和8年3月下旬から順次支給予定です。申請をいただいていても、申請書類の審査完了までに時間を要した場合は支給が遅くなる場合があります。
	28	複数の口座に分けて入金してもらうことはできるか。	1つの申請で指定できる入金口座は1口座のみです。 口座を分ける必要がある場合は、申請も別々に行ってください。
	29	同じ施設・事業所が、複数回補助を受けることはできるか。	補助金を受けることができるのは1回限りです。
	30	支払先の口座に法人名義ではない口座を指定することは可能か。	可能ですが、事務局から個別に確認の連絡を入れさせていただく場合があります。